事業推進の心　仮設労働安全新生プラン

ACCESS 陽のあたる安全文化の創造

もうよそう ヒューマンエラーの他人事　築こう 安全足場で身近なしあわせ　めざそう 安心して暮らせる 心豊かな国創り

ACCESS新聞
Alliance Cooperation of Construction Equipment & Scaffolding for Safety

Vol.123

編集・発行人　篠田伸夫
発行所
全国仮設安全事業協同組合本部
〒103－0001
東京都中央区日本橋小伝馬町15－18　日本橋ＳＫビル
ＴＥＬ03－3639－0641
ＦＡＸ03－3639－0640

北海道支部　〒004－0015　札幌市厚別区下野幌テクノパーク２－１－14　電話(011)899-3275　ＦＡＸ(011)899-3276
東北支部　〒980-0802　仙台市青葉区二日町13-22-407（カルコスビル４Ｆ）　電話(022)713-6051　ＦＡＸ(022)713-6052
関東支部　〒103－0001　東京都中央区日本橋小伝馬町15－18(日本橋ＳＫビル５Ｆ)　電話(03)3639-1571　ＦＡＸ(03)3639-3980
北信越支部　〒950－0923　新潟市姥ヶ山6-5-26（臼木ビル2-B）　電話(025)257-0066　ＦＡＸ(025)257-0067
中部支部　〒457-8535　名古屋市南区浜田町1-10　２Ｆ　電話(052)614-0701　ＦＡＸ(052)614-0705
近畿支部　〒550－0006　大阪市西区江之子島１－６－８(シャンピア阿波座1003号)　電話(06)6443-5213　ＦＡＸ(06)6443-5214
中国支部　〒730－0016　広島市中区幟町3－55(幟町ゼネラルビル6Ｆ)　電話(082)511-2051　ＦＡＸ(082)227-2720
四国支部　〒769－2101　香川県さぬき市志度1883-1（大河原ビル202）　電話(087)814-2245　ＦＡＸ(087)814-2246
九州支部　〒811－2101　福岡県糟屋郡宇美町大字宇美字古野ノ口3426-9　電話(092)957-0032　ＦＡＸ(092)957-0033

ホームページhttp://www.kasetsuanzen.or.jp/ Eメールinfo@kasetsuanzen.or.jp　各都道府県の支所へのお問い合わせは、各ブロックの支部まで連絡ください。

急増している墜落死亡災害に関する公開質問状

（平成22年７月７日現在対前年比46％アップ）

―憲法に謳う「命の人権」をどうする!!　労働行政―

平成22年10月７日

厚生労働省労働基準局　安全衛生部長
平野　良雄様
「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価委員会」座長　小林　謙二様

全国仮設安全事業協同組合
理事長　小野　辰雄

本組合は、平成12年の設立以来、ひたすら「墜落災害の撲滅」を目指し、ハード・ソフト両面に亘る速やかなる省令改正を貴省に対し要望してまいりました。しかしながら、幾度となく行った要望に対し貴省からは明確な回答は一切なく、全面的な省令改正は未だ実現を見るに至っておりません。

振り返って、これまでの貴省は雇用者側の意見を重視し過ぎてきたと考えます。危険な職場で働く建設職人の「命の人権」をもっと考えていく方向に視点を転換していくべきではないでしょうか。しかし、事態は一刻の猶予もありません。

そこで、今回、国会で取り上げていただくことを前提に、質問と回答のやり取りを公にすることとし、公開質問状を提出することといたしました。つきましては、下記の「今回、敢えて公開質問状を提出するに至った背景」を踏まえ、以下の質問について真摯にご検討の上、文書にてご回答を賜りたく宜しくお願い申し上げます。

記

「今回、敢えて公開質問状を提出するに至った背景」

- 一昨年、１年半10回に亘って開催された「足場からの墜落防止措置に関する調査研究会」（メンバー21名で構成）からしっかりした墜落防止対策の結論が示され、それに沿って昨年、省令の一部改正が行われ、「より安全な措置」として安全衛生部長通達が発出されたにも拘らず、今回新たに「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価委員会」が設置され、内容的には再び振り出しに戻った堂々巡りの審議が進められている。しかし、今更審議の必要はなく、上述したようにしっかりした墜落防止対策は既に決まっている。要は、対策を如何に実効あらしめるかである。今や、通達行政の限界は明確である。安全衛生部長通達内容の速やかなる全面的な省令化が求められている。しかも、「速報」によれば、平成22年７月７日現在の墜落死亡災害は対前年比で46％もアップしている。徒に時間を空費すべきではない。
- 毎年都道府県労働局によって行われる一斉現場監督指導の結果、現場の約50％は労働安全衛生法令違反、そのうち約50％は墜落防止措置違反という状況が判を押したように繰り返えされている。こうした無法地帯の常態化を放置している官の存在は一体何なのか。
- 本年７月７日現在の墜落死亡災害が対前年比46％アップと急増していることを踏まえ、労働基準局長から関係業団体に対し緊急要請の通達が発出された。しかし、問題は急増の原因である。建設現場においては、昨年の改正省令も安全衛生部長通達も殆ど遵守されず、墜落防止措置が徹底されなかったのである。これは通達行政の限界を物語るものであり、今や取り組むべきは安全衛生部長通達内容を直ちに全面的に省令化することである。ところが、貴省は相変わらず通達による緊急要請で事を済まそうとしている。これでは、通達行政の堂々巡りであり、何らの解決策にもなっていない。

質問①　墜落死亡災害の「起因物」として「屋根等」「がけ等」は「足場」に分類すべきであり、また、その対策としてＪＩＳを採用すべきではないか。

（理由）

「平成22年８月速報における死亡災害発生状況等の分析」の表３を見れば明らかなように、「屋根、はり、もや、けた、合掌」に起因する墜落死亡災害は、８月７日現在、本年：14人、前年：12人と多い。また、「がけ、斜面、法面」に起因する墜落死亡災害は明示されていないが、平成21年で19人、平成20年で18人と毎年悲惨な件数が繰り返されている。いずれも、労働安全衛生規則により２㍍以上の高所作業には足場を設置することとなっているにも拘らず設置しなかったことが原因で発生したものであるので、墜落死亡災害の「起因物」としては、「足場」に分類すべきではないか。「起因物」として「足場」と分離させていることは、「足場」を矮小化していることになる。また、これらの対策として、折角制定されたＪＩＳＡ8971「屋根工事用足場及び施工方法」およびＪＩＳＡ8972「斜面、法面工事用架設設備」を積極的に採用すべきでないか。

質問②足場からの墜落防止措置の分析対象に非労働者が含まれていないことを重大視すべきではないか。

（理由）

平成20年の建設業就業者は537万人であるが、そのうち、非労働者（一人親方・零細事業主等）は100万人にも上る。しかも、非労働者の死亡率は労働者の死亡率の2.8倍（本組合の推計）も高く、危険な作業を余儀なくされている。現に、昨年８月、都内で「手すり先送り方式」を使った建設現場から一人親方が墜落事故によって死亡している。しかし、非労働者の死傷災害は労働安全衛生規則第97条の「労働者死傷病報告」の対象外であり、足場からの墜落防止措置の分析の対象となっていない。その死は「犬死」以外のなにものでもない。

質問③「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価委員会」の委員として三浦裕二氏を委嘱しなかったのはなぜか。

（理由）

三浦裕二氏は、10回に亘って開催された「足場からの墜落防止措置に関する調査委員会」の座長であり、一連の経緯を熟知した最適任者である。

質問④「足場からの墜落防止措置の効果の分析」の対象828件はすべて公開すべきではないか。

（理由）

「改正労働安全衛生規則等に基づく足場からの墜落防止措置の効果の分析」（以下、「効果分析」という。）は、「災害の原因」を被災者の「不安全行動」を中心に捉えており、その結果、被災者に一方的に災害原因を押し付ける偏った表現になっている（本組合の分析は別紙参照）。これを元に検証・評価委員会が行われており、何をか言わんやである。よって、公正な検証を行うため、全て公開すべきである。

質問⑤労働安全衛生規則第518条、第519条、第563条等に規定する「２㍍以上」とする高さ規制を見直すべきではないか。

（理由）

「効果分析」の表―３によると、高さ２㍍未満の足場からの墜落災害は全体の約41％にも達している。イギリスの高所作業規則においては、重症災害の60％が２㍍未満からの墜落であることを考慮し、2005年（平成17年）４月６日から２㍍規制を撤廃している。

質問⑥一側足場の使用制限を省令化すべきではないか。

（理由）

「効果分析」の表―４によると、一側足場からの墜落災害が全体の21％もありながら、労働安全衛生規則第563条において規制外とされていることから分析対象となっていない。しかし、一側足場を規制外にしていることが、逆に一側足場の安易な使用を招き、墜落災害を増大させている。

質問⑦「手すり先行工法」による「二段手すりと幅木の設置」を義務化すべきではないか。

（理由）

- 「効果分析」の「組立解体時における最上層からの墜落」の事例中、「手すり先行工法」を用いた足場で中さんの下から墜落した事例で明らかなように、40㌢の隙間があれば人間の体はすり抜けてしまう。
- ところが、国の直轄工事においては、「手すり先行工法」による「二段手すりと幅木」を設置した足場に直接原因のある墜落事故は発生していない。
- 一方、本年４月に厚生労働省が発表した「建設業における足場からの墜落防止措置の実施状況に係る調査結果」（以下、「実態調査結果」という。）によると、民間工事における「手すり先行工法」の実施率は17％に過ぎない。厚生労働省が国の予算を使って『ガイドライン』等で「手すり先行工法」を指導して７年が経過するにも拘らず、この低レベルである。もはや、指導の限界を超えている。

質問⑧「手すり先送り方式」は除外すべきではないか。

（理由）

国土交通省においては、「手すり先行工法」のうち、「手すり先送り方式」は実質的に除外している。二段手すりと幅木の機能が確実に確保される保証がなく、特に解体時において墜落の危険性が排除できないからである（質問②の一人親方の死亡事例参照）。

質問⑨床材は脚柱とすき間をつくらないように設置することを義務化すべきではないか。

（理由）

「効果分析」の「通常作業時等における墜落・転落災害」の事例の中に、床材の隙間から墜落した災害がある。「床材は脚柱と隙間をつくらないように設置すること」と安全衛生部長通達で指導されているにも拘らず、遵守されていない。

質問⑩「足場の安全点検」を「効果分析」のテーマにすべきではないか。

（理由）

「効果分析」の「災害の原因」をみると、折角改正省令と安全衛生部長通達によって足場の安全点検の手順が充実されたにも拘らず、「足場の安全点検」の視点はゼロである。しかし、本組合の分析では、「床材緊結不備等」を原因としている事例の全て、また、「不安全行動」を原因としている事例の一部は、「足場の安全点検の不備」が原因である（別紙参照）。

質問⑪「足場の安全点検」は有資格者によって実施されるべきではないか。

（理由）

「実態調査結果」によれば、調査現場の約86％において足場の安全点検が実施され、約51％において「教育を受けた作業主任者等」よって点検が行われていたという。しかし、それにも拘らず本年になって墜落死亡災害が急増しているということは、足場の安全点検が第三者の有資格者によってなされていないことの証左であり、「能力向上教育」を受けた作業主任者は足場組立の当事者であって第三者ではなく、点検の適任者とはいえないのではないか。因みに、本組合の講習会を受講し資格証を受けた「仮設安全監理者」による足場の安全点検件数は７万件に上るが、１件の死亡事故も発生していない。

質問⑫検証・評価委員会は、「効果分析」によって改正省令と安全衛生部長通達に基づく墜落防止措置を適切に実施していなかったものが多いと結論付けたことに鑑み、なぜ、やるべきことをやらなかったのか、また、やらせなかったのか、そこにこそ焦点を当てるべきではないか。

（理由）

検証・評価委員会の目的は、「改正省令と安全衛生部長通達に基づく足場からの墜落防止措置の効果についての検証及び評価」である。ところが、「効果分析」をみると、分析の視点は専ら「不安全行動」と「安全帯を使用していなかったこと」と「教育の不足」に置かれている。しかし、「不安全行動」という言葉は何ら定義しないまま使っており、単にバランスを崩した場合でも「不安全行動」とし、結果として、墜落の責任を労働者に帰している。やるべきことをやらないで労働者の「不安全行動」と「安全帯を使用していなかったこと」と「教育の不足」に焦点を当てることは間違いであり、これでは何も変わらない。

ちなみに、国土交通省では、仕様書と重点対策により「手すり先行工法による二段手すりと幅木」を設置し、監理監督している。そのため、その足場に直接原因のある墜落災害はゼロである。

墜落災害撲滅は国会が解決

予算委員会で「手すり先行工法」の義務化審議

衆議院予算委員会で10月12日に初めて「手すり先行工法」が取り上げられ、いよいよ国会論議が始まり、政治主導で墜落災害撲滅を目指す活動が本格化しました。質問者は、民主党の川内博史衆議院議員で、「ぜひとも、手すり先行工法の義務化をお願いしたい」と細川律夫厚生労働大臣に強く要請し、細川大臣も「検討する」と回答しました。また、同7日には、民主党議員有志からなる、「墜落災害による建設職人の『命の人権』を考える議員の会」も開かれ、多くの国会議員の関心を集めました。建設職人の「命の人権」を守ろうという呼び掛けに賛同する国会議員も増え、憲法に謳う「法の下の平等」の実現にまい進しています。全国仮設安全事業協同組合（アクセス）はこれらの国会議員の活動を支援してまいります。

衆議院予算委員会議事録全文

民主党衆議院議員　**川内　博史氏**

中井委員長　この際、川内博史君から関連質疑の申し出があります。城島君の持ち時間の範囲内でこれを許します。川内博史君。

川内委員　川内でございます。きょうは総理と久しぶりに話ができるので楽しみにやってまいりました。よろしくお願いをさせていただきたいというふうに思います。城島先生あるいは山口先生から、内政、外交の全般について、政府側からのご答弁をいただきました。私は、現下国民の皆様が興味、関心を持っていらっしゃる具体的な問題について質問をさせていただこうというふうに思います。建設的なご答弁をいただければというふうに思います。

質問通告とは若干順番を変えさせていただきますが、建設的なご答弁をいただきたいので、まず建設現場の話から質問をさせていただきたいというふうに思います。補正予算でも、地域に対して地域活性化交付金などで事業を行っていただこうということで、政府の方で今予算編成をしていただいているというふうに聞いておりますけれども、建設現場、今大変なコスト削減の中で、実は労働災害が非常な勢いで増えております。

墜落事故あるいは墜落事故による死亡というものがことしに入ってふえているということでございまして、総理も所信表明演説の中で、あらゆる人を自殺や災害から守るというふうに、たいへん力強く所信を御表明いただいているわけでございます。まず厚生労働省から、建設現場における墜落、転落などの労働災害の発生状況、足場からのものが一体どうなっているのかということについてご説明をいただきたいというふうに思います。

小林大臣政務官　今の質問にお答えをいたします。建設業における労働災害は、長期的には減少しておりますけれども9人増加しているというのが今日の実態でございます。

川内委員　今、政務官からご答弁いただきましたが、去年よりも墜落、転落による死亡事故が増えているということで、これはしっかりと解決をしていかなければならない課題であるというふうに思います。まず、その前提として、これらの墜落災害の死亡事故あるいは墜落災害、転落災害には、最近、建設現場では一人親方という人たちがたいへん増えています。

一人親方を請負で雇って、それで使っていくという手法が増えているわけですが、この一人親方が墜落、転落の統計に含まれているのかということを教えていただきたいと思います。

小林大臣政務官　先ほどご説明したとおり、建設業における墜落、転落による労働災害の発生件数には、いわゆる一人親方と呼ばれる方がたも含め、労働者に該当しない方は含まれておりません。一人親方は含まれていない、このことを答弁いたします。

川内委員　一人親方は労働災害には含まれないということでございますが、それでは、建設業を所管している、あるいは建設現場を所管している国土交通省は、一人親方の墜落、転落事故の件数等について把握をしていますか。

大森政府参考人　お答えいたします。建設現場における災害の発生状況につきましては、国土交通省において網羅的に把握することにはなっておりません。しだいまして、ご指摘のいわゆる一人親方の契約の中に明示することによって、強制力を持たせた現場においては死亡が発生していない、墜落事故が発生していないということでございます。

厚生労働省にお尋ねいたしますが、この厚労省のガイドラインに沿って、手すり先行工法による二段手すりや幅木の設置をすれば、墜落死亡事故などをなくすことができるということを今の国交省の答弁は指し示している。しかし残念ながら、厚労省が定めた手すり先行工法等に関するガイドラインに法的強制力はないわけでございます。

ここは、厚労大臣、労働安全衛生規則をしっかりと改正し、手すり先行工法を義務化すれば、把握をすることのできない一人親方の墜落事故、墜落災害というものも防ぐことができるわけでございまして、ぜひ、労働安全衛生法の省令である労働安全衛生規則にこのガイドラインを定め、昇格をさせていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

細川国務大臣　川内委員のご質問にお答えいたします。建設現場で仕事をされている方が墜落、転落をするということがあってはならない、やはり命が一番大事だというふうに思っております。そこで、厚生労働省といたしましては、昨年6月でありますけれども、足場に下桟あるいは幅木というものを設置するということで昨年は義務づけまして、それに加えて、先ほどお話がありましたような手すり先行工法も、これもやるべきだというような通達を出しまして、安全確保に取り組んだところでございます。

各業界の方からも、先ほど川内委員からのお話がありましたように、手すり先行工法を義務づけるべきではないか、こういうようなご要請もいただいておりまして、そこで、今厚生労働省の方としては、昨年6月に、この下桟とそれから幅木をやるという工法を義務づけたところでありまして、そして手すり先行工法も、通達でこれはやってほしい、こういうことで通達しておりまして、その結果、1年たちましたので、今それを点検、評価いたしているところである。

これは専門家を集めましてやっているところでございまして、その結果を待ちまして、どういう措置をするか、先ほど委員が言われましたような義務づけをするかどうかも検討していきたいというふうに思っております。

川内委員　義務づけをするかどうかではなくて、義務づけをする方向で検討をしていただきたい、これは要請をしておきたいと思います。人の安全にかかわる問題でございますから、手すり先行工法を義務づけた現場では墜落災害による死亡事故は発生していないということが国土交通省の現場ではっきりしているわけですから、ぜひ、通達や通知では強制力がない、しっかりと強制力を持たせる規則にする方向で検討されていただきたいというふうに思います。

さらに国土交通大臣にお尋ねいたしますが、建設業の一人親方は、これまでの議論の中で明らかなとおり、事故件数も把握されず、各種労働安全衛生法上の保険等も適用されず、たいへん厳しい状況で働いていらっしゃいます。この一人親方の現状を早急に把握し、働く環境を向上させていかなければならないというふうに思いますが、業を所管する大臣としてどのように対応をされるおつもりかということをお聞かせいただきたいと思います。

馬淵国交大臣　お答えさせていただきます。今、委員のご指摘のように、一人親方、厳しい経済環境の中で従業者を雇用することができなくなる、そして一人親方になられた方、あるいは逆に、会社が倒産、解雇になって、一人親方として請負の関係で建設業に従事される方、こういった方がたがたいへん厳しい状況におられるということを十分認識しております。

一方で、わたしどもは、建設産業の就労状況のアンケート調査というのを定期的に行っております。状況といたしましては、現在、平成14年、平成17年、20年と3年おきにアンケート調査を行っておりまして、一人親方が微増の傾向にあるということも十分把握しながら、今後、私どもといたしましては、こうした労働環境の改善を図るために、まずはダンピング防止策ということを行わねばならないと思っております。

さらには、元請けさらには下請けというものの関係の適正化に取り組むということでございまして、ダンピング防止策に関しましては、国は低入札調査基準価格の見直し、また地方公共団体に対しては同様の見直しを要請する、こういった措置を行っております。さらに、元下関係におきましては、建設業法令順守のガイドライン、これを20年9月に追加しておりますし、さらに推進月間を創設しまして、これは毎年の11月といたしました。

いずれにしましても、厳しい環境の中で、こうした一人親方と呼ばれる方がたが建設業に安心して従事される環境への取り組みというものをしっかりとつくってまいりたいというふうに思っております。なお、今後、こうした一人親方の立場の関係につきましては、厚生労働省、これは労働安全衛生法の所管になります。労働者として今まで所管をされていたので、そこの枠外になってしまう。ちょうど間に落ちた形になってしまっておりますので、厚労省と連携をしながら今後の対策というものを考えてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

川内委員　ぜひよろしくお願いしたいと思います。

今こそ政治主導で建設職人の「命の人権」守れ

民主党「墜落災害による建設職人の『命の人権』を考える議員の会」発足

民主党は10月７日、東京・永田町の衆議院第二議員会館多目的会議室で、「墜落災害による建設職人の『命の人権』を考える議員の会」（呼び掛け人＝前田武志参議院議員、川内博史衆議院議員、辻恵衆議院議員、室井邦彦参議院議員）を開き、国会議員16人が参加しました。

墜落災害防止に最も効果的な「手すり先行工法による二段手すりと幅木の設置」を確実に行うためには、最早、厚生労働省安全衛生部長通達による指導では限界であり、「省令化」して義務化するしかありません。本組合は、民主党に対し、以上の点を真摯に訴えたところ、命を大切にする民主党にとって極めて重要な課題であるとして、自主的に「議員の会」を開催することとなったものです。

議員の会で小野辰雄理事長は、「政治主導の下で調査研究会のハード・ソフト両面の対策を省令化し、『命の人権』を救ってほしい。官と民の工事で安全環境に格差があるのは「法の下の平等」に反する。さらに労働基準監督署において墜落防止措置の実施を確実に監理監督するようにしてほしい」と訴えました。

三浦裕二日本大名誉教授が、「欧米先進国では事故災害はすべて元請責任。韓国の例にならい、日本も一人親方を法律で廃止すべき。行政責任の最たるものが部長通達だ」と語り、さらに若手２人の一人親方も出席して、建設現場の状況を切々と訴え、「現場では一側足場が増えている。また一人親方が多く、労災保険に入れない」と述べました。

会の終了にあたり前田議員は、「ここまで看過してきたのは政治の責任であり、不作為である。今回参加した国会議員も含めて、こうしたことは党派を超えて速やかに実現しなければいけない問題だと思う。身につまされる話であった。この問題を国会で早急で議論できるように、今日は勉強会であったが各種委員会幹部や党の幹部と相談しながら実現できるスタートにしたいと思う」と話し、辻議員は「民主党としてこの要望をしっかり受け止め、実現したい。この勉強会を今後とも続けたい」と意欲を示しました。

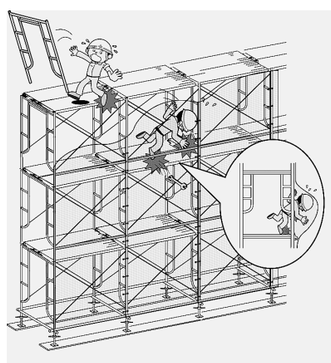

改正労働安全衛生規則に基づく不安全な足場

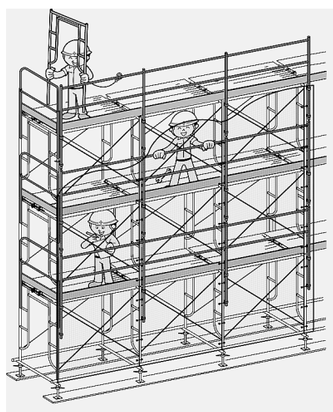

手すり先行工法に基づく二段手すりとつま先板を設置する安全な足場